

医福審一老・介合
12.10.31 114

写

厚生省発老第139号
平成12年10月31日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形昭弘 殿

医療保険福祉審議会

介護給付費部会長 星野進保 殿

厚生大臣 津島雄二

諮詢書

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）及び居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第33号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第41条第5項、第43条第6項、第55条第6項及び第81条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令案等要綱

第1 介護保険法施行規則の一部改正（省令）

- (1) 訪問通所サービス区分（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与（以下「訪問通所サービス」という。）からなる従来の居宅サービス区分。以下「旧訪問通所サービス区分」という。）と短期入所サービス区分（短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）からなる従来の居宅サービス区分。以下「旧短期入所サービス区分」という。）の2つの居宅サービス区分を1つの区分に統合すること。
- (2) (1)により統合された居宅サービス区分（以下「新居宅サービス区分」という。）に係る区分支給限度額管理期間は、1か月間（歴月単位）とすること。
- (3) 新居宅サービス区分に係る区分支給限度基準額は、月途中で要介護状態区分等の変更があった場合においては、変更の前後で程度の重いものに応じた区分支給限度基準額により算定すること。
- (4) 要介護認定等の更新又は変更認定の申請の際に、当該申請が行われた月の3か月前の月及びその前月のそれぞれにおいて、当該申請に係る被保険者に支給された旧訪問通所サービス区分に係る保険給付額の総額が旧訪問通所サービスに係る区分支給限度基準額の9割に6割を乗じて得た単位数に満たない場合等に当該認定に係る旧短期入所サービス区分に係る支給限度額を拡大する措置を、廃止すること。
- (5) 種類支給限度基準額を設定できる居宅サービスの種類に、短期入所サービスを追加すること。
- (6) その他所要の改正を行うこと。
- (7) この省令は平成14年1月1日から施行すること。

第2 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額の一部改正（告示）

（1）新居宅サービス区分に係る区分支給限度基準額を次のとおりとすること。

- ① 要支援 6, 150 単位
- ② 要介護 1 16, 580 単位
- ③ 要介護 2 19, 480 単位
- ④ 要介護 3 26, 750 単位
- ⑤ 要介護 4 30, 600 単位
- ⑥ 要介護 5 35, 830 単位

（2）（1）の規定が施行されるまでの間、短期入所サービスを利用する日数の合計が通常の旧短期入所サービス区分に係る区分支給限度基準額法定限度額の日数（以下「法定限度日数」という。）に至った月（以下「超過月」という。）以後の各月において、旧訪問通所サービス区分に係る区分支給限度基準額から現に利用した旧訪問通所サービスの単位数の合計を控除して得た単位数を次に掲げる要介護状態区分等に応じてそれぞれ次に掲げる単位数で除して得た日数（以下「振替日数」という。）を、旧短期入所サービス区分に係る区分支給限度基準額に加えることができる特例措置について、振替日数を算定する際に、1日未満の端数を生じた場合にはこれを切り捨てることとともに、振替日数が超過月において旧訪問通所サービス区分に係る区分支給限度基準額を次に掲げる要介護状態区分等に応じてそれぞれ次に掲げる単位数で除して得た日数から法定限度日数内の短期入所サービスを利用する日数を控除して得た日数を超えるときは当該控除して得た日数とすること。

- ① 要支援 954 単位
- ② 要介護 1 984 単位
- ③ 要介護 2 1, 032 単位
- ④ 要介護 3 1, 079 単位
- ⑤ 要介護 4 1, 126 単位
- ⑥ 要介護 5 1, 173 単位

（3）振替日数を算定する月の前月から連続して短期入所サービスを利用する場合において振替日数を算定する際には、（2）にかかわらず、当該利用に係

る利用日数の合計が30日を超えるときは30日から前月における当該利用に係る利用日数を控除して得た日数とすること。

- (4) この告示は、(1)に係る改正規定は平成14年1月1日から施行し、(2)及び(3)に係る改正規定は平成13年1月1日から施行すること。

第3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正（告示）

- (1) 連続して30日を超える短期入所サービスについては、短期入所生活介護費及び短期入所療養介護費は、算定しないこととすること。
(2) この告示は平成14年1月1日から施行すること。

第4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正（省令）

- (1) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針に、介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、要介護認定等の有効期間における短期入所サービスの利用日数が要介護認定等の有効期間の概ね半数を超えないようにしなければならない旨を追加すること。
(2) この省令は平成13年1月1日から施行すること。